

令和4年第6回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和4年4月28日（木） 午後2時00分から午後3時24分
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室
出席委員	教育長 西村 文一 教育長職務代理者 松山 顕子 委員 野口 喜代美 委員 山脇 秀錬 委員 藤田 浩二
事務局出席者	教育部長 山本 英司 次長（社会教育担当） 田村 勝也 次長（総務・管理担当） 松本 忠 次長（学校教育担当） 村地 昭彦 理事員 平井 茂治 教育総務課長 田原 聖史 学校教育課長 前田 正 社会教育スポーツ課長 三日月利安 教育総務課総務企画係主査 西川 蓉子
書記	教育総務課長補佐（施設担当） 方山 淳
傍聴者	なし

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和4年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
(2) 教育委員会事務局組織体制について
(3) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第31号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第2号 甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)
- (2) 議案第32号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)
- (3) 議案第33号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第8号 甲賀市学校運営協議会委員の任命について)
- (4) 議案第34号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第9号 甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について)
- (5) 議案第35号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第3号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)
- (6) 議案第36号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)
- (7) 議案第37号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第4号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解任に

ついて)

(8) 議案第38号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第6号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について)

(9) 議案第39号 甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について

4. その他、連絡事項など

(1) 令和4年第7回(5月定例)甲賀市教育委員会について

(2) 令和4年第6回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

[開会 午後2時00分]

次長(総務・管理担当) 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から、令和4年第6回甲賀市教育委員会定例会を開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

次長(総務・管理担当) ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして西村教育長からご挨拶を賜り、引き続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長 みなさん、こんにちは。

明日から始まる大型連休を前に、庁舎周辺の植え込みのツツジも赤・白・ピンクと鮮やかな色をつけ、薫風心地よい、好季節となりました。本日は大変お忙しい中、令和4年第6回教育委員会定例会にご出席いただき、ありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

先週の委員協議会では、今年度の教育委員会事務局各課の主要事

業および予算について説明を受け、多くのご質問やご意見をいただきました。また、3月末の定例会では、令和4年度の「学校教育の指針」についてもご承認いただいたところです。一方、県教育委員会におきましては、4月13日（水）に県庁で今年度の教育行政重点施策説明会が開催されました。新年度に入ってから間もなく1か月が過ぎようとしていますが、目標や方針、計画などにしたがって、今年度の教育行政が日々進められています。

さて、教育についての話題は、議題になりやすいテーマだと言われますが、その反面、議論がなかなか噛み合わない場面も少なくないと感じています。それは、教育に関しては誰もが何らかの経験を持っている反面、「自分の、或いは自分の子どもの教育についてはこうあるべきだ、こうあるべきだった」という個人の経験や価値観に基づく思いを基盤に意見を述べてしまうために、噛み合いにくいと考えられています。

先日、教育情報誌『内外教育』という冊子の書評の中でこのような書名の本が紹介されておりました。『教育論議を「かみ合わせる」ための35のカギ』、これは、当時文部省の官僚であった岡本薫氏が2003年、今から約20年も前に出版されたものです。またその書評を書いたのは、現・国立教育政策研究所長の浅田和伸氏で、その書評のタイトルが「まだかみ合わないよ、岡本さん」という見出しで、現在の教育論議が20年前の岡本氏の問題提起と変わっていないことを鋭く指摘されています。その本は、既に絶版となっているため、先日県立図書館で借りて読み、特に印象に残っている箇所をいくつか紹介したいと思います。

日本での教育論議に共通して見られる欠陥は「すべての子どもに必要なこと」を明確にしておらず、「それ以外のこと」との区別が曖昧であるということです。第1に、「学んだよりは学ぶ方がよいこと」については、「とにかくみんなに教えよう、みんなで学ぼう。」ということになってしまいます。社会の複雑化に伴い「学んだ方がよいこと」が膨らみ続け、今のカリキュラムは「〇〇教育」や「〇〇リ

テラシー」などと呼ばれるもので溢れています。必ずしもすべての子どもたちにとって必要なものとは言えないにもかかわらず、「教育熱心」で「平等指向」の日本人は「すべての子どもたち」に教えようとする傾向があります。そして一足飛びに必修化ということになってしまいがちです。

第2に、教育について論じる場合、「自分の周囲のこと」や「自分が大切であると考えていること」「興味・関心があること」をすべての人がそうであると考えてしまうことです。そのために、自分の考えの通りに他の人にもさせたいと思い、文部科学省や教育委員会にそれを進めるように求めるのです。産業や科学技術であろうと、またあるひとつの見方や考え方であろうと、「ある特定の分野」の振興や充実・啓発を図ろうとする意見について、それが「個人の見解に基づく思い」なのか「社会全体の実態」と乖離が無いか確認しながら論じる必要があります。

第3に、我が国においては「してはいけないことは、してはいけない」という教育を徹底するのではなく、そのことをしないようにオブラートに包んで「〇〇を大切にすることを育てよう」という目標を追加することになります。この結果、「しなければならないこと」がどんどん増え続けることになります。この他に岡本氏は、みんなが同じ気持ちを共有できるはずだという幻想のために日本では「ルール」や「契約」が軽視されていること、「システム」の改革を行わないで何でも「心」や「意識」のせいに行っていることなどについても指摘をされています。

物事を見るには「3つの目」が必要だと言われており、私も校長会や教頭会の中で触れることがあります。それはまず、近づいて細かな部分を丁寧に見る「虫の目」、また、潮や川の流れなどの変化を敏感に捉える「魚の目」、さらに、高い位置から俯瞰的に全体を把握する「鳥の目」、この3つであります。

これからも状況に応じてこの「3つの目」をしっかり使い分け、正しい物事の見方や考え方、判断、実行に活かしてまいりたいと考

えているところです。

この後、次第に沿って定例会を進めさせていただきます。

また終了後には、第5回教育委員会委員協議会をお願いをしております。委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和4年第6回教育委員会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。はじめに1. 会議録の承認(1) 令和4年第5回甲賀市教育委員会(定例会) 会議録の承認について、資料1につきましても、委員の皆様方のタブレットに保存させていただいております。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の1. 会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長

それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

(1) 3月31日開催の第5回教育委員会定例会以後の教育長教育行政報告について、資料2の中から、以下の5件について報告いたします。

まず1点目は、4月5日(火)午前に行われました、甲賀農業協同組合様による、食育教材「農業とわたしたちの暮らし」と子ども向け雑誌「ちゃぐりん」の贈呈についてです。毎年、「JAバンク食農教育応援事業」として小学校5年生の全児童に冊子をいただいております。食育教材は、「わたしたちの暮らしと農業のかかわり」「米や野菜ができるまで」「農業の昔と今、そして未来」などの内容でとてもわかりやすく構成されています。また、各小学校に年間を通じて毎月1回贈呈いただく「ちゃぐりん」は、英語のChild(子ども)、Agriculture(農業)、Green(緑・自然)を合成して名付けられた雑誌で、いのち・自然・食べ物・農業の大切さについて学ぶことができます。いずれも子どもたちの食育や環境、農業への理解を深める教材として活用させていただきます。

次に2点目は、4月17日（日）午後、あいの土山文化ホールで開催されました、公益財団法人あいの土山文化体育振興会主催のホール会館30周年記念事業、さかなクン・トークショー「さかなクンのギョギョッとびっくり、お魚のおはなし」についてです。当初1月30日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために延期されていきました。当日は、県外を含む多数の子ども連れのご家族などにお越しいただき、魚に関するクイズを交えた軽快なトークとどんな魚の絵でも即興で上手に描くさかなクンのステージを楽しむことができ、時間が経つのを忘れてしまいました。地球温暖化が進み、多様な生態系を守ることなど環境を取り巻く課題が変化する中で、様々な魚の生態を通して自然の大切さについて、わかりやすく面白くお話しをしていただき、魚が泳ぎまわる豊かな自然をどのように守り育てていけばよいのかを考える機会となりました。

続いて3点目は、4月18日（月）午後に行われました、滋賀レイクスターズ様と協賛企業様による市内小中学校へのバスケットボールの寄贈です。児童生徒がバスケットボールを楽しめる環境整備に貢献したいという、株式会社滋賀レイクスターズ様の呼びかけに協賛いただきました、地元の三陽建設株式会社様、住友電工ウィンテック株式会社様、第一生命保険株式会社滋賀支社様の3社様から、合計81個のバスケットボールをご寄贈いただきました。憧れの滋賀レイクスターズ様と協賛企業様のロゴが入ったバスケットボールを手にする子どもたちは、夢や目標に向かって、これまで以上に練習に熱が入ることと思います。部活動や体育の授業などにおいて活用させていただきます。なお、この寄贈式の様子は当日夕方のびわ湖放送のニュースでも放映されたところです。

続いて4点目は、4月23日（土）午前、甲賀警察署で開催されました「令和4年度甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式および表彰式、令和4年度甲賀市少年補導委員・補導員総会・研修会」についてです。10年の長きにわたって、甲賀警察署少年補導員・甲賀市少年補導委員としてご活躍いただいております

7名の方々に永年勤続功労者表彰を行うとともに、3月に少年補導員・少年補導委員をご退任されました17名の方々に感謝状の贈呈を行いました。日頃から本市の青少年の非行防止と健全育成のために、ご理解とご尽力をいただいていることに対して、私からもお礼の言葉を述べさせていただきます。

最後に5点目は、昨日4月27日（水）午後に、奈良市内のホテル日航奈良で開催されました「令和4年度近畿都市教育長協議会定期総会」についてです。コロナ禍により3年ぶりの開催となりました。近畿都市教育長協議会は、政令都市を除く近畿内の107の市の教育長で構成されています。会議の内容は、会長挨拶、歓迎の言葉、来賓祝辞のあと、議案審議などの議事が行われ、奈良先端科学技術大学院大学の塩崎一裕学長による『共創で未来を拓く次世代の「生きる力」』という演題で講演がありました。教育長就任以来、県を超えたレベルで他市の教育長と会議でお出合いするのは初めての機会となりました。

以上、5点、4月教育長教育行政報告といたします。

教育長 　　ただ今の4月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、ただ今の4月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

　　続きまして、（2）教育委員会事務局組織体制について、資料3に基づき報告を求めます。

次長（総務・管理担当） 　　それでは、報告事項（2）教育委員会事務局組織体制につきまして報告いたします。タブレットの資料3をお開け願います。

　　表につきましては、令和4年4月1日現在の組織体制をお示ししています。教育長の元、教育部長、次長、理事員、各課の組織体制であります。

　　令和4年度は、昨年度社会教育スポーツ課にありました国スポ・障スポ推進室を、2025年に滋賀県で開催予定の第79回国民スポー

ツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催に向け、大会準備をはじめとする事業の推進を図るため、組織を強化し、局内室に格上げしたところでございます。その結果、4課1局内室1課内室2所15系の組織体制とするものでございます。

体制の詳細につきましては、資料にお示しの通りでございますが、組織の変更以外につきましては各課の職員数で若干の増減があるところでございます。

以上、教育委員会事務局組織体制につきましての報告といたします。

教育長 　ただ今の（2）教育委員会事務局組織体制につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員　質問等なし）

教育長 　それでは、（2）教育委員会事務局組織体制につきましては報告事項として終わらせていただきます。

教育長 　続きまして、（3）市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係者のみの出席とし、非公開とします。

（非公開）

教育長 　それでは、再開いたします。

続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます。（1）議案第31号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、資料5に基づき、説明を求めます。

教育総務課長 　議案第31号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、その提案説明を申し上げます。

甲賀市学校給食センター運営委員会委員については、甲賀市学校給食センター条例第5条第3項の規定により、教育委員会が委嘱又は任命することとなっております。このことから、関係学校長からは代表者、また関係PTAの代表者については甲賀市PTA連絡協議会を

通じて委員選出をお願いさせていただいているところでございます。

当該委員の任期は、令和3年6月1日から本年5月31日までの1年間となっております。しかしながら、退職等による離職、PTA役員というお立場については役職を離職されるのが3月31日となっておりますことから、これに伴い本委員につきましても解嘱となりました。

つきましては、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、教育長が臨時代理をしたため、これを報告し承認を求めるものです。以上、議案第31号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第2号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 　　ただ今、議案第31号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 　　それでは、議案第31号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 　　それでは、本案については、原案どおり承認をいたします。

　　続きまして、（2）議案第32号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）、資料6に基づき、説明を求めます。

学校教育課長 　　議案第32号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）その提案理由を申し上げます。

　　甲賀市附属機関設置条例第2条第2項に基づき、甲賀市教育支援委員会委員については教育委員会が委嘱又は任命することになっております。同委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等について審議を行い、その結果を答申するものであります。そのため、委

員には専門的知識や学識経験が必要となります。

また、甲賀市教育支援委員会委員は、年度途中の転入児童生徒についても、教育委員会からの諮問に応じて調査や審議を行い、教育的支援の在り方や望ましい就学先等を明らかにして答申を行うこともあり、4月1日から設置する必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理をしたため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

同職の任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしています。

以上、議案第32号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第7号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第32号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第32号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認をいたします。
続きまして、（3）議案第33号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、資料7に基づき、説明を求めます。

学校教育課長

議案第33号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、その提案理由を申し上げます。

令和4年3月に議決いただいた甲賀市学校運営協議会委員に加え、水口小学校より3名の委員が別紙のとおり推薦されましたので、学校運営協議会規則第7条に基づき、教育委員会が甲賀市学校運営協議会

委員の任命を行うものでございます。

ついては、甲賀市学校運営協議会委員は4月1日から置く必要があったことから、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

同職の任期については令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間としています。

以上、議案第33号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第8号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第33号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第33号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認をいたします。
続きまして、（4）議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）、資料8に基づき、説明を求めます。

学校教育課長 議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）、その提案理由を申し上げます。

学校医は、学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、各小中学校の学校医を教育委員会が委嘱しております。

本件に関しましては、令和4年3月の教育委員会定例会におきまして令和4年度の委嘱についてご決定をいただきましたが、朝宮小学校の校医として委嘱予定の信楽中央病院の医師1名の4月1日付人事異

動があったことに伴い、後任の医師に委嘱するものでございます。また、学校医については、4月1日から委嘱する必要があり、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理し、同条の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。なお、同職の任期は令和5年3月31日まででございます。

以上、議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第9号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第34号について、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第34号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認をいたします。

続きまして、（5）議案第35号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）、および（6）議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）は関連がございますので、併せて資料9および資料10に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第35号臨時代理につき承認を求めることについて

（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）、および議案第36号 臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第35号につきましては、甲賀市少年センター条例第4条第3項の規定により委嘱および任命をしております少年センター協議

会委員のうち、別紙の委員について代表者および職員の異動があったことから、令和4年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第36号につきましては、令和4年3月31日付けで解嘱又は解任しました委員の選出母体から、別紙記載の5名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により臨時代理による委嘱又は任命をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は、令和5年9月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第35号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）、および議案第36号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますよう宜しくお願いいたします。

教育長

ただ今、議案第35号、36号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長

それでは、議案第35号、36号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認いたします。

続きまして、（7）議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第4号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解任について）、および（8）議案第38号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について）は関連がありますので、併せて資料11および資料12に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第4号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解任について)、および議案第38号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第37号につきましては、甲賀市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により任命しております、甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員について、職員の異動があったことから、令和4年3月31日付けで、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による解任をいたしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第38号につきましては、令和4年3月31日付けの解任により、別紙記載の2名を甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第4条の規定により、臨時代理による任命をいたしましたことから、これを報告し、承認を求めるものです。任期は、令和5年11月30日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第37号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第4号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解任について)、および議案第38号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第6号甲賀市スポーツ推進審議会委員の任命について)の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、議案第37号、38号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長

それでは、議案第37号、38号について、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長

それでは、本案については、原案どおり承認をいたします。
続きまして、(9)議案第39号甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について、資料13に基づき、説明を求め

ます。

学校教育課長 議案第39号甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について、その提案理由を申し上げます。

この要綱案は、去る3月31日の第3回教育委員会委員協議会において詳細のご説明をいたしました。市内の不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の通いの場を確保するため、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクールの利用に要する費用の全部又は一部を予算の範囲内において補助する交付手続に関し、必要な事項を定めるものです。

なお、この要綱は、令和4年5月1日から施行し、同年4月1日より適用するものとします。

以上、議案第39号甲賀市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定についての提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、議案第39号について、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

野口委員 不登校の対策として、具体的なことが出されたことは画期的なことだと思っています。フリースクールがどういったもので、そこに税金を投入することはどういうことだという意見もあるかもしれないけれど、私は、そういうチャンスをできるだけ広げて保障するという意味で、そうは考えておりません。この間の会議でも出ていましたように、学校というのが児童生徒の生活の場で、教育の機会を保障される場なので、学校に戻るということに視点を置きながら要綱を読むと、フリースクールでは、特に情報の共有ということが出ていたと思いますが、フリースクールとの契約の中で、例えば、情報を共有するときに、共有する情報の内容について、フォーマットのようなものがありますか。情報を共有することや、学校に戻ってもらうために、誰が何をできるのかということ是非常に大事なことだと思いますので、契約書など何か取り決められていることがありますか。

学校教育課長 例えば、出席状況やフリースクールで学んでいる内容などを、定期

的に学校と連携をとりながら、情報共有を図っていきたいと考えています。

野口委員 校長先生からフリースクールに話を聞きたい場合もあると思いますし、定期的に両者ができる限り情報を共有できる場を設けるということでしょうか。

また、フリースクールにもいろいろあると思いますが、小中学校全ての課程をカバーできますか。スクールによっては小学校課程のみという特徴もあるのででしょうか。非常に抽象的で申し訳ありません。例えば小学校の場合、学校で習うことが家ではできないため、全教科全課程がフリースクールである程度はサポートされるなど。

学校教育課長 フリースクールの中身にもよると思います。

学校と同じ程度までできる場所もあれば、できないところもあると思います。その児童生徒に寄り添った居場所というのが一番大事だと思いますので、その辺りについては、個々のフリースクールの内容を把握しながら精査していく必要があると思います。

野口委員 公立高校ではなく、私立高校の例で依頼を受けたことがあって、その公立高校には行けないけれど、学費は高いけれど私立高校に行けるのであればと頑張っている子がいます。この学校は学校教育法に基づく学齢制度の範囲なのですが、今、学校教育課長がおっしゃったように、居場所ということ、それと同時に「社会的自立を図る」という目的に非常に興味があります。

自立のためには、周りの人たちの支援が必要だと思うのですが、小中学校の子どもたちの社会的自立についてのフリースクールでの狙い、少し抽象的な言い方ですが、そのあたりの具体的なイメージはありますか。ずっと社会は繋がるので、社会的な自立を図る、通いの場を確保することは、非常に大事なことだと思っています。

学校教育担当次長 私の学校現場での経験から申し上げることしかできませんが、なかなか学校に行くことができない子には、いろいろな原因がございます。そのような中で、今まで子どもたちに考えられることは、家か学校かの二者択一だったので、例えば放課後登校であるとか、別室登

校であるとか、そういったことから探っていくわけですが、その子たちにとっては、学校という敷居は非常に高いものです。

いくら同級生がいない場や別室であったとしても、学校という空間に対して抵抗感がある子たちは、学校という存在が選択できません。そうなる、家庭しかないということが起こりがちでしたが、フリースクールという学校とは別の空間、居場所を用意することによって、まだ学校には行くことができないけれど、まず子どもたちはワンステップ家から出る。それがいわゆる社会的自立への第一歩だと思います。

また、そこで学校関係者とは全く違う人間関係を築きながら自信をつけたり、学校への意欲を高めたりしながら、ゆくゆくはフリースクールが学校へと繋がっていく一つのステップとなっていく、そのような捉え方をしてフリースクールの支援についての検討を進めているところです。

野口委員

私立高校に少し関係していた時に中学校でもいろいろあり、その子の努力ももちろんあったのですが、その私立高校の特徴が生かされて、いろいろな人の前でもカミングアウトできるくらい成長された姿を見たことがあるので、それと同じだと思いながら聞かせてもらいました。

いろいろな環境があり、教育委員会としては小学校、中学校、幼稚園の枠はありますが、一番は社会までの切れ目のない持続可能な視点からフリースクールだけではなく、不登校児童生徒をどのように考えているのかということ、私は非常に知りたいところです。フリースクールは第一歩だと思いますが、学校に行けずフリースクールにも行けない子どもたちがいるかもしれません。

S S W（スクールソーシャルワーカー）の研修に行かせてもらったときに教育長がおっしゃっていましたが、教育と福祉の面から学校・フリースクール両方に行けない子どもたちに対してはS S Wとの連携はありますが、やはり学校の中でそういった子どもたちをどうするのかということについて、県の場合は全員の先生を対象とし

た不登校に対する研修会を行うと具体的に書いてありました。

フリースクールから離れて申し訳ないのですが、これからのこと
でしょうが、全体的に不登校に対して教育委員会、また学校として
はどのような対策があるとか、プランがあるのでしょうか。

もう一つ、夢の学習の先生とお話をさせてもらうと、非常に熱い
思いで、「ゆめのHEYA」で親の力も借りていろんなことをしたい
と主体的に考えておられます。これからはNPOや市民団体とタイ
アップできる問題もありますし、前にも申し上げましたが、甲賀町
大原でも学習サポートに来ることができない子どもたちをサポート
している、そういったことも全部ひっくるめての不登校対策という
考え方から知りたいのでお聞きしました。

学校教育担当次長 様々なケースがあります。先ほども申し上げましたが、ケース
ごとにこちらからのアクションの起こし方は変わってまいります。た
だ共通していることは、定期的なケース会議を学校は持っておりま
す。学校の職員だけで行うケース会議もあれば、関係機関を招いての
合同のケース会議もございます。

今おっしゃっていただきました、SSWの活用も大きな一つの方法
として、学校の職員だけではどうしても物理的に対応できない部分も
ありますし、そういう部分は進んで関係機関を利用させていただきな
がら、家庭との連携を保ち、必ず家庭訪問を定期的に行っておりま
す。その期間に長短はありますけれども、どんな場合であっても担任
は必ず訪宅をして、子どもたちと直接触れて繋がりを持ち続ける取り
組みを現場の方では進めております。しかし、まだまだ十分な手だて
ではありませんので、学校だけで背負うのではなくて、いろんなスタ
ッフを総動員して役割分担をしながら、関係を保っていくということが
大事であると思っております。

野口委員 非常にありがたいお言葉です。今日、冒頭に教育長はいろいろ論議
が噛み合わない教育論議とおっしゃいました。私も同感して聞かせて
いただきました。私のこの不登校に対する考えをいろいろな面で自分
も確認してみましたが、教育長がおっしゃったようなことから見たと

きに、個人的な興味や近い視点しか見ていない問題や、丁寧に近づいて見る「虫の目」、高い位置から見て全体的にどうかという判断など、いろんな面で私も確認をしてみました。これはやはり個人的な問題ではなく、特定の分野であるが全体の課題として見る問題ではないかと確認させていただきました。市長の権限もありますので、市全体としてこの問題を考えるときに、社会的な自立、関係機関というものをどのようにイメージしているのかについては興味があります。

これは、私にとってタイムリーな話で、最近、社会人になった若者から会社を3週間休んでいることについて相談を受けました。個人的なことですが、非常に大事なことだと思います。その企業は中小企業なのですが、一度も若者が休むことはありませんでした。それでもセクションごとには他のメンバーが休むことはありました。結構、中間管理職から言葉の暴力を受けていました。一面的な見方にならないようにとは思いますが、いろいろな人が学校ではそうでもなかったのに、社会に出てからそうなるのは何故かと原因に非常に興味深く聞きました。今、子どもたちが小中学校で不登校になっていて、何が原因かを様々おっしゃっていますが、その辺りをもっと知りたいという思いが常にあります。この青年の場合は、「あなたが行けなくなるとは考えられなかった」と言われるタイプで、3週間ぶりに出勤できましたが、何に救われたのかというと、職場で長年かけて先輩や違う年齢の人とうまくいくように自分が努力してきたおかげで、休んでいる間にはメールで、今は職場で大丈夫かと自分たちも出勤できなくなった後に復帰した10人くらいのマイノリティの人たちと高めあっていることに救われているそうです。けれども、許せないのはその担当課の上司の言葉だそうで、非人間的な言葉が許せないのだそうです。両者の考えもあって、それが正しいのかどうか、人権というのかどうか分かりませんが、人を大事にしないということが許せないのだとすごく熱く語っていました。まだまだ時間が必要かもしれないと思いますが、社会的な自立で切れ目がないという時には、小学校、中学校だけの問題ではなく、前にも教育長職務代理者がおっしゃったように、社

会に出てもおかしいことはおかしいと自分自身が判断できます。その会社の場合には、部長も次長も、あの言葉だと皆が分かっているけれど、営利が絡むと言えない職場であるということです。人権の教育であるかは分かりませんが、そういったことが見抜ける、見える、加害者というよりも、自分がされた被害者になった時にどういった強い気持ちを持つのかということもあるので、そのような意味も含んで、小学校、中学校でフリースクールの幅が広がって社会的自立というものに対して、市はそのイメージをどのように持っているのかを聞いてみたいと思いました。

教育長

先ほど、フリースクールと学校、また教育委員会での情報共有ということで、ご質問と議論がありました。もう一度確認しますと、学校や教育委員会が必ずフリースクールに行きなさいと推奨しているわけではありません。先ほども次長が申しましたが、不登校は学校教育の大きな課題であり、解消するどころかより深刻な状況となっています。登校できるように、児童生徒本人や保護者にはたらきかけるベースは学校であり、学級担任であると思いますが、それだけで解決できない場合は、いろいろな専門職の関わりであったり、学校復帰を目的にしてフリースクールに通うという一つの選択肢が出てきているのではないかと思います。

本制度はそういう状況の中でフリースクールを選択された保護者の方の経済的な負担を一部支援するという基本的な考え方をしていますので、フリースクールと学校、教育委員会の情報共有だけでなく、話し合いの場においては学校復帰も含めて、そこは保護者の意見というか、保護者の参画がなければいけないと思います。保護者が決して置き去りになってはいけません。不登校になる原因や要因は様々で本当にそれぞれに状況が違います。まずは学級担任を中心として学校と保護者が十分に意思疎通を図り、現状課題を把握することがベースとなります。その結果、不登校の解消・学校復帰の方法としてフリースクールに通うことが良いというのであれば、この制度を有効に活用いただけると考えています。

野口委員　　よく理解できます。学校の場合では、なかなかパワハラ法律があるわけでもない。しかし、学級集団の中で、今の会社のように見えな
いろいろな傷もあると思います。そこが不登校に繋がっている場合
もあると思いますが、それは学級経営とか、その教育でいろいろなこ
とがあると思いますが、その原因ははっきりと分からないかもしれな
いですが、そういう面からしてはいかがでしょうか。学校の中で、そ
ういう原因からして、いろんな学級集団の中から傷つけられているこ
ともあるかもしれない。

学校教育担当次長　不登校に繋がる要因ということでございますか。

野口委員　　はい。

学校教育担当次長　当課で不登校に繋がる要因ということで、調査している項目は
全部で大きく、3項目あります。一つは学校に係る要因、もう一つは
家庭に係る要因、もう一つは本人自身です。大きくは三つの分類をし
ております。

もちろんこれは複合していますので、どれがというわけではなくいく
つも絡んでいると思います。また学校に係る状況については更に8
項目あります。例えばいじめかじめではない友人関係か、或いは教
職員との関係かなど、家庭に係る状況も3項目、本人に関わる項目は
2項目、トータルしますと13項目と、一応数字上は整理をしていま
すが、これもそれぞれが教育長も申しましたように、微妙に違います
ので、その分類に入っているからといって一概に一括りにできるわけ
ではありませんし、関連しております。ただ、主な要因としてそうい
う見方をしながら、ケース会議の時には、どういう切り口で登校に促
していく手だてがとれるかどうかという会議資料にはさせてもらって
います。

野口委員　　意識の中だけ集中していると、難しい問題があると思います。
企業の場合であれば、パワハラも法律で内容を吟味して担当者がいる
べきであり、その言葉がパワハラに値すると法律である程度守られて
いるところがありますが、小学校、中学校の場合は、そういうわけに
もいかないのです、非常に本人の言葉も微妙なので難しいと思います。

しかし、そこで社会人になった時に、おかしいとその部長に言い難いですが、言えないとしても、それは私ではなくあなたの発言が、みんなを傷つけているのだという見方ができるときは違うと思います。そういったことを、最近相談を受けて感じました。

教育長 彼の委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、議案第39号については決定することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、本案については、原案どおり可決いたします。

続きまして、4. その他、連絡事項に入らせていただきます。(1) 令和4年第7回(5月定例)甲賀市教育委員会、(2) 令和4年第6回甲賀市教育委員会委員協議会につきまして併せて説明をお願いします。

教育総務課長 (1) 令和4年第7回(5月定例)甲賀市教育委員会につきましては、令和4年5月25日水曜日午後2時から、(2) 令和4年第6回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては令和4年5月18日水曜日午後2時から開催させていただきます。協議会のテーマにつきましては、調整中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、以上をもちまして、令和4年第6回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[閉会 午後 3時 24分]